

各私立幼稚園 }
各私立認定こども園 } 設置者 様

神奈川県福祉子どもみらい局子どもみらい部私学振興課長
(公 印 省 略)

令和 5 年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書の提出について (照会)

本県の私学振興につきましては、日頃格別のご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、私立幼稚園等預かり保育推進費補助金の交付を希望する設置者は、私立幼稚園等預かり保育推進費補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、関係書類を次のとおりご提出ください。

なお、平成 27 年度から子ども・子育て支援新制度が施行されたことに伴い、補助対象園が改められ、新制度移行園は原則、本補助金の補助対象外となり、条件を満たす場合に限り、補助の対象とします。つきましては、新制度移行園で本補助金の交付を希望される場合には、「1 補助対象園」にて補助条件をご確認のうえ、「補助条件確認書」を計画書に添えてご提出ください。

また、令和 4 年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策により幼稚園を臨時休業等した園におかれましては、別添事務連絡「新型コロナウイルス感染症により臨時休業等した場合の事業計画書の提出について」のとおり取扱いますので、申請にあたりご留意くださいますようお願いいたします。

1 補助対象園 (○：補助対象 ×：補助対象外 △：条件を満たす場合は補助対象)

類型		原則	例外
幼保連携型認定こども園 (施設型給付)		×	△※1
幼稚園	幼稚園型認定こども園 (施設型給付)	×	
	幼稚園(施設型給付)	×	
	幼稚園(私学助成)	○	×※2

※1 **平成 26 年度**に本補助金の交付を受けている園で (幼稚園から移行した幼保連携型認定こども園においては、移行前の幼稚園が交付を受けている)、**かつ**、次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は補助対象とする。

- (1) 利用者居住市町村が「一時預かり事業 (幼稚園型)」を実施していない
- (2) 利用者居住市町村が実施する「一時預かり事業 (幼稚園型)」の実施要件を満たさない

※2 市町村から「一時預かり事業 (幼稚園型)」の委託又は補助を受けている場合は補助対象外とする。

裏面もご確認ください

2 提出書類（各1部）

以下の書類を、提出書類一覧表を一番上にしてご提出ください。

- (1) 令和5年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書（第1号様式）
- (2) 令和5年度預かり保育推進費補助事業年間計画書（別紙1、別紙2）
- (3) 預かり保育実施状況がわかる書類（パンフレット・チラシ・園ホームページ等の写し。
預かり保育日、時間、場所等の概要が分かるもの。）
- (4) **教育時間が分かる書類（園則の写し）**
- (5) 令和5年度預かり保育専任担当教員確認票
- (6) 専任担当教員の免許状の写し（今年度の現況調査で確認済みの場合は省略可）
- (7) 私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業 事業内容確認票
- (8) 補助条件確認書（**新制度移行園のみ**）

※ 交付要綱及び申請書等の様式は、県ホームページよりダウンロードが可能です。

【掲載ページ】

神奈川県ホームページ > 分類からさがす > 教育・文化・スポーツ > 教育 > 私立学校 > 私立学校向け補助金関係のお知らせ > 令和5年度私立幼稚園等預かり保育推進費補助事業計画書の提出について

※ 本通知は学校法人住所宛に送付しております。複数園にて計画を予定している場合は、園ごとに作成の上、ご提出ください。

3 提出期限

令和5年11月17日（金）必着

※期限までに提出がない場合は計画がないものとして取り扱わせていただきます。

4 提出先

〒231-8588（所在地省略可）

神奈川県 私学振興課 助成グループ 澤田宛

5 留意点

- ・ 提出書類の作成にあっては、別紙「預かり保育推進費補助事業概要」及び「預かり保育推進費補助事業年間計画書」記載上の留意事項も併せてご確認ください。
- ・ 預かり保育専任担当教員が経常費補助金や公定価格の算定対象となっているなど、他の国庫補助金の対象となっている場合は、当補助金の対象となりません。
- ・ 上記のことから、新制度移行園において、市町村の「一時預かり事業（幼稚園型）」を申請できない理由が、「預かり保育専任担当教員が公定価格の算定対象となっている」という理由である場合は、当補助金の対象となりません。

- ・ 令和4年7月1日から教員免許更新制度が廃止されましたが、教員免許状（以下、「免許状」という。）の有効期限が廃止日以前の場合、免許状が失効している可能性があります。預かり保育専任担当教員の免許状の有効性について、旧免許状又は有効期限が令和4年6月30日以前の免許状があった場合、失効していないか取得した都道府県の教育委員会に確認してください。

なお、本県で免許状を取得した場合は、別紙「更新制廃止後の教員免許状の有効性確認フローチャート（県教育委員会作成）」をご参照ください。

※現況調査時に免許状を提出されている教諭に関しては、提出は省略できます。

問合せ先

助成グループ 澤田、永見、青木

電話 045-210-1111(内線 3774)

Eメール jyosei.yochien@pref.kanagawa.lg.jp

預かり保育推進費補助事業 概要

1 補助対象園

私立幼稚園、幼稚園型認定こども園及び幼保連携型認定こども園

※ただし、市町村から委託または補助を受けて「一時預かり事業(幼稚園型)」を実施している場合は除く。

2 補助対象事業（予定）

対象事業	預かり保育事業
実施場所	園地園舎内
実施時間	1日2時間以上 <u>※ただし、補助額の算定は2時間未満の実施時間も含めます。</u>
実施日数 ※申請する区分 の基準日数を満 たすこと	【課業期間中】年間を通じて継続的に開園日の <u>4/5以上</u> の日数 【休業日】年間19日以上（長期休業日を除く） 【長期休業日】年間10日以上（夏季保育やお泊り保育等、園の全 体行事のある日は含みません） <u>※感染症対策により休園したため日数を満たせない場合は、例外措置が あります（詳細は別添事務連絡をご参照ください）。</u>
担当教員	預かり保育専任教員として、教員免許状または保育士資格を有す る者を1名以上配置していること <u>※経常費補助金等、他補助金の補助対象者は不可</u>
対象園児	在園児
対象経費	預かり保育事業にかかる人件費・保育経費

※ 実施時間について

算定では、2時間未満の実施日も含めて計算してください。

臨時休業中に預かり保育のみを実施した場合、正規の教育時間帯を実施時間に含めな
いこと。

園児を預かっていない間に行う準備や片づけ等の時間は、預かり保育実施時間に含め
ないこと。

30分単位での算定とし、30分に満たない時間については、切り捨てとすること。

※ 実施日数について

次の場合は、実施日数に含みません。

○実施時間が2時間未満の場合

○預かり保育専任担当教員以外が実施する場合

（裏面に続く）

3 補助単価（予定）

補助単価は、預かり保育実施状況（年間の実施計画等）及び1日平均の預かり保育担当教員数により決定します。

なお、補助単価は交付決定及び補助金支払いの際に変更となる可能性もありますので、あらかじめご承知おきください。

（年額）

区分		1日平均の専任 担当教員数		A	B	
				学校法人立	その他立園	
ア 課業期間中 (1日2時間以上 かつ年間開園日 の4/5以上実 施)	2時間以上5時間未満 (教育時間含め8時間未満)	①	1人	400,000円	200,000円	増額
		②	2人	900,000円	450,000円	
		③	3人以上	1,400,000円	700,000円	
	2時間以上5時間未満 (教育時間含め8時間以上)	④	1人	800,000円	400,000円	増額
		⑤	2人	1,300,000円	650,000円	
		⑥	3人以上	1,800,000円	900,000円	
	5時間以上	⑦	1人	1,500,000円	750,000円	増額
		⑧	2人	2,350,000円	1,175,000円	
		⑨	3人以上	3,040,000円	1,520,000円	
	6時間以上	⑩	1人	1,700,000円	850,000円	増額
		⑪	2人	2,650,000円	1,325,000円	
		⑫	3人以上	3,470,000円	1,735,000円	
	7時間以上	⑬	1人	1,900,000円	950,000円	増額
		⑭	2人	2,950,000円	1,475,000円	
		⑮	3人以上	3,900,000円	1,950,000円	
イ 休業日 (1日2時間以上かつ年間19日以上実施)	⑯	1人	300,000円	150,000円		
	⑰	2人	480,000円	240,000円		
	⑱	3人以上	660,000円	330,000円		
ウ 長期休業日 (1日2時間以上かつ年間10日以上実施)	⑲	1人	160,000円	80,000円		
	⑳	2人	300,000円	150,000円		
	㉑	3人以上	450,000円	225,000円		

4 支払い時期（予定）

令和6年3月下旬を予定しています。

5 昨年度からの変更点（予定）

補助金額

- ・「2時間以上5時間未満」及び「5時間以上～7時間以上」の預かり保育について、補助額を増額しました。

「預かり保育推進費補助事業年間計画書」記載上の留意事項

年間計画書（別紙）の記載にあたり、次の点にご留意くださいますようお願い申し上げます。

実施時間

預かり保育を実施したすべての日の実施時間の合計を記載してください。

※実施時間が2時間未満の日であっても集計の対象となります。

※園児を預かっていない間に行う準備や片づけ等の時間は、預かり保育実施時間に含みません。

※園児個々の預かり保育時間数を合計した時間数ではありません。

※計算は30分単位とし、30分に満たない時間については切り捨てとすること。

※1日の実施時間を30分単位で計算し、月合計を計算してください（合計後に、端数処理を行わないこと）。

担当教員の従事時間

預かり保育を実施した日（2時間未満の実施日も含む）に、預かり保育を専任で担当した教員（教員免許又は保育士の有資格者）の従事時間数の合計を記載してください。

※計算は30分単位とし、30分に満たない時間については切り捨てとすること。

※1日の担当教員一人当たりの従事時間を30分単位で計算し、日合計及び月合計を計算してください（合計後に、端数処理を行わないこと）。

※経常費補助金や公定価格の算定対象となっているなど、他の国庫補助金の対象となっている職員の従事時間は含めないこと。

※補助金の二重申請にならないよう、「私立幼稚園緊急環境整備費補助事業（新型コロナウイルス感染症対策）」で申請するかかり増し経費に係る業務時間は、本補助金の従事時間に含めないこと。

1日平均の預かり保育担当教員数

1日平均の預かり保育担当者数は、上で求めた「担当教員の従事時間÷実施時間」となります。

※小数点第一位を四捨五入してください。

所在地が横浜市の園について

対象園児

横浜市より「私立幼稚園等預かり保育事業（就労要件あり）」の補助を受ける場合、横浜市の預かり保育事業の対象園児は、県の預かり保育事業の補助対象園児に含めないでください。

収支予算書

横浜市より「私立幼稚園等預かり保育事業（就労要件あり）」の補助を受ける場合、横浜市の預かり保育事業に係る経費及び横浜市から交付を受ける補助金額は、県の事業計画書の収支予算欄に記入しないでください。